

### [ 事案 19-36 ] 契約解除取消請求

- ・平成 20 年 3 月 17 日 裁定申立受理
- ・平成 20 年 8 月 26 日 裁定終了

#### < 事案の概要 >

告知義務違反との理由で保険契約を解除されたが、加入時に人間ドックの検診結果について営業担当者に見せており、契約解除の取消し(契約の継続)を求め申立てがあったもの。

#### < 申立人の主張 >

平成 19 年 4 月に 3 つの保険(特定疾病保険、医療保険等)に加入し、同年 7 月に白血病の診断を受け保険金を請求したところ、保険会社は同年 2 月の人間ドックの検査結果について告知していなかったとして、告知義務違反を理由に契約解除するとの通知を受けた。

しかし、下記理由により告知義務違反の決定には納得出来ないため、保険契約の解除を取り消して、契約を継続してほしい。

- (1) 加入時に、営業担当者に 19 年 2 月実施の人間ドックの検診結果を話し、要経過観察と書かれた診断書を見せていたにもかかわらず、担当者からは、何ら説明や注意を受けていなかったため、告知義務違反であることの自覚はない。
- (2) 加入時の診査の際も、診査医師(囑託医)からは大まかな問診のみを受け、「要経過観察は指摘されたか」との質問はなく、提出用の告知書の詳細(告知内容)について自分で確認する事が出来ないまま診査を終えており、診査方法に問題があった。

#### < 保険会社の主張 >

申立人が平成 19 年 2 月の人間ドックの検査を受け、その際「白血球増多、血小板増多」とされ、要経過観察の指摘を受けていた事実は、告知書第 6 項「過去 2 年以内に健康診断または人間ドックを受けて右記の項目で異常(要経過観察、要再検査、要精密検査、要治療を含む)を指摘されたことがありますか」に該当し、申立人が本件契約申込の際にかかる事実を告知しなかったことは、保険約款に定める告知義務違反に該当するものである。

また、申立人の申立理由については下記のとおりであり、申立人の当該契約の解除の取消しに応ずることは出来ない。

- (1) 営業担当者が人間ドック成績書を見たことは事実であるものの、その目的は医師による診査に代わる取扱いの可否等取扱条件を確認するためのものであった。また営業担当者には告知受領権がなく、担当者に口頭で告知事項を告げたとしても告知したことにならない旨が記載された重要事項説明書等を交付し説明している。
- (2) 医師報告書には自ら署名しており、また診査医からは告知書記載の告知項目全てを申立人自身に確認いただいている旨の報告を受けている。また、申立人に対しては、告知書の写しを送付し確認していただいているが、告知内容について特段の申し出がなかった。

#### < 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人、保険会社から提出された申立書、答弁書および告知書等に

もとづいて審理した結果、申立人は人間ドックの結果、告知すべき「異常」が存在することを認識していたことが認められ、かつ当該異常について保険会社に告知しなければならぬことを知っていたものと推定され、このような推定を覆すに足りる証拠はないことから、申立人は故意または重大な過失により、告知義務に違反したものと判断せざるを得ない。

- (1) 営業担当者は告知を受領する権限がなく、診査がある場合には告知事項については担当医師に委ねるのが相当であり、営業担当者が人間ドックの結果を記載した書面を閲覧しながら、何ら指摘をしていないことには問題がない。
- (2) 申立人は「告知書」に自ら署名し、当該告知書の署名欄の上部には前記質問事項及び回答欄が記載されていることから、告知書を読む機会がなかったとは考えられない。
- (3) 仮に診査医の質問が申立人の主張するように大まかなものであったとしても、申立人は人間ドック検査の結果である「要経過観察」であることも知っていたものであり、大まかな質問に対しても、「指摘あり」との回答が出来たはずである。上記告知欄に「指摘なし」との記載があるのは、申立人が人間ドック結果を告げなかったものと推定することが合理的である。

よって、本件申立てには理由がないので、生命保険相談所規程第40条を適用し、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。